

仕様書

1 案件名称

令和8年度学校適正配置検討会議議事録作成業務委託（単価契約）

2 業務内容

学校適正配置検討会議における発言内容の録音および議事録の作成を行う。

3 履行期間

契約日～令和9年3月31日

4 年間会議予定回数

3回

5 年間予定スケジュール

回次	1	2	3
予定時期	6月4日（木） 18時30分開始	9月頃	12月頃

6 会議数量について

契約書第1条の2（2）における会議数量の換算にあたり、「会議の開始から終了までに要する時間（以下、「会議時間」という。）」には履行場所への往復時間や履行場所での事前待機時間、テキストデータ作成に要した時間は含まない。

7 年間予定会議時間

360分（24単位） 内訳：120分（8単位）×3回

※会議回数及び会議時間は開催形式の変更等により増減する可能性があるため、発注者の指示に従うこと。

8 業務の流れ

（1）議事録作成

会議当日、発注者の指示する会議場所（区役所や各学校等を予定しているが、場所については契約後随時連絡する）へ録音機材を持ち込み、議事録作成者が会議へ1名以上出席し、速記及び録音により会議を反訳し、ワード形式で電磁的記録による議事録を作成する。

（2）議事録の納品

会議終了後、8営業日以内に①録音データ及び議事録データの入ったCD-R②議事録データの紙資料③実績報告書（任意様式）を提出すること。

なお、提出時期が年末年始にあたる場合については、別途協議する。

9 単価契約及び業務委託料の支払いについて

- （1）本仕様書に基づく契約は単価契約とし、受注者は会議の都度、発注者に確認した実時間で会議時間を確定し、会議数量に単価（消費税及び地方消費税を含む）を乗じて得た金額について、発注者の検査に合格した後、支払いを請求することができる。

なお、単価は、派遣人数に関わらず、本契約の実施にかかる必要なすべての経費（人件費・管理費・機材費、消耗品費・交通費等）を含む。

- (2) 請求にあたっては、原則、発注者から提供する本市請求書様式にておこなうこと。
- (3) 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を支払う。
- (4) 計算方法
 - ・ 会議時間数で計算を行い、会議時間 15 分を会議数量 1 単位として下記のように計算を行う。
 - ・ 会議時間が 60 分に満たない場合は 4 単位（60 分）の支払いとする。
 - ・ 支払額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(計算例)

- 例 1) 会議時間 0 時間 45 分 = 会議数量 4 単位
- 例 2) 会議時間 1 時間 10 分 = 会議数量 5 単位
- 例 3) 会議時間 1 時間 50 分 = 会議数量 8 単位

10 その他

- (1) 文書体裁については、契約締結後、最初の発注までの間に発注者と調整し、承諾を得るものとする。
- (2) 会議等の音声の記録に要する機器等は、受注者が用意するものとする。
- (3) 会議等当日に配付する資料は、発注者が受注者に提供するものとする。原則、返却を要しないが、発注者より指示があった場合は業務終了後すみやかに返却するものとする。
- (4) 本業務にかかる納品物の著作権は、発注者が有するものとする。
- (5) 録音反訳時間は、会議等の開始から終了までに要する時間とし、履行場所への往復時間や履行場所での事前待機時間、テキストデータ作成に要した時間は含まないものとする。
- (6) 悪天候等により会議等が中止になった場合は、当該会議等の音声の記録及びテキストデータ作成依頼を取り消すことがある。その場合、受注者が要した費用は受注者の負担とする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い、指示に従うこと。

11 担当

大阪市浪速区役所 市民協働課（教育・学習支援） 担当：富坂・大藤
大阪市浪速区敷津東 1 丁目 4 番 2 0 号 浪速区役所 6 階 61 番窓口
電話：06-6647-9743 FAX：06-6633-8270
E-mail：tj0002@city.osaka.lg.jp

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 「業務内容」に定める業務
 - (2) 業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

(条例の遵守)【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市浪速区役所総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市浪速区役所総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市浪速区役所総務課(連絡先:06-6647-9977)に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。